

請求債権目録(1)

(扶養義務等に係る確定金債権)

家庭裁判所(支部) 令和 年 () 第 号事件の

- 調停調書
 審判
 執行力ある判決
- 正本に表示された下記金員及び執行費用

記

- 1 (1) 金 円
ただし、債権者、債務者間の についての
令和 年 月から令和 年 月まで1か月金 円
の養育費の未払分(支払期 日)
- (2) 金 円
ただし、債権者、債務者間の についての
令和 年 月から令和 年 月まで1か月金 円
の養育費の未払分(支払期 日)
- (3) 金 円
ただし、債権者、債務者間の についての
令和 年 月から令和 年 月まで1か月金 円
の養育費の未払分(支払期 日)
- 2 金 円 ただし、執行費用
- | | | |
|------|--------------|---------|
| (内訳) | 本申立手数料 | 金4,000円 |
| | 本申立書作成及び提出費用 | 金1,000円 |
| | 差押命令正本送達費用 | 金2,941円 |
| | 資格証明書交付手数料 | 金 円 |
| | 送達証明書申請手数料 | 金 円 |
| | 確定証明書申請手数料 | 金 円 |
- 合計金 円

(注) 該当する事項の□にレを付する。

請求債権目録(2)

(一般債権)

家庭裁判所(□ 支部) 令和 年 () 第 号事件の
執行力ある { □ 調停調書
□ 審判 正本に表示された下記金員及び執行費用
□ 判決
記

1 元金 金 円
□ ただし, 記載の 円の 残金

2 損害金 金 円
□ 上記1に対する, 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
の割合による金員
□ 上記1の内金 円に対する, 令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで の割合による金員

3 執行費用 金 円
(内訳) 執行文付与申立手数料 金 円

合計 金 円

□ 弁済期令和 年 月 日 □ 最終弁済期令和 年 月 日

□ なお, 債務者は,
に支払うべき金員の支払を怠り, 令和 年 月 日の経過により期限の利益を喪失した。

□ なお, 債務者は,
に支払うべき金員の支払を怠り, その額が金 円に達したので,
令和 年 月 日の経過により期限の利益を喪失した。

□ なお, 債務者は,
に支払うべき金員の支払を怠り, その額が 回以上に達したので, 令和 年
月 日の経過により期限の利益を喪失した。

□

(注) 該当する事項の□にレを付する。

【記載例】

請求債権目録（１）

（扶養義務等に係る確定金債権）

東京 家庭裁判所（ 支部）令和 元 年（家イ）第 ×× 号事件の

{	<input checked="" type="checkbox"/> 調停調書	
	<input type="checkbox"/> 審 判	正本に表示された下記金員及び執行費用
	<input type="checkbox"/> 執行力ある判決	

記

1 (1) 金 60,000 円

ただし、債権者、債務者間の長女 ×× についての令和元年 5 月から令和元年 7 月まで 1 か月金 20,000 円の養育費の未払分（支払期毎月末日）

(2) 金 60,000 円

ただし、債権者、債務者間の長男 ×× についての令和元年 5 月から令和元年 7 月まで 1 か月金 20,000 円の養育費の未払分（支払期毎月末日）

(3) 金 60,000 円

ただし、債権者、債務者間の二女 ×× についての令和元年 5 月から令和元年 7 月まで 1 か月金 20,000 円の養育費の未払分（支払期毎月末日）

2 金 8,691 円 　　ただし、執行費用

（内訳）	本申立手数料	金 4,000 円
	本申立書作成及び提出費用	金 1,000 円
	差押命令正本送達費用	金 2,941 円
	資格証明書交付手数料	金 600 円
	送達証明書申請手数料	金 150 円
	確定証明申請手数料	金 0 円

合計金 188,691 円

（注）該当する事項の□にレを付する。

【記載例】

請求債権目録（２）

（一般債権）

東京 家庭裁判所（□ 支部）令和 元 年（家イ）第 ×× 号事件の
執行力ある { 調停調書
 審 判
 判 決

記

1 元金 金 1, 000, 000円

ただし、調停条項第3項記載の1, 200, 000円の残金

2 損害金 金 円

上記1に対する、令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
の割合による金員

上記1の内金 円に対する、令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで の割合による金員

3 執行費用 金 300円

（内訳） 執行文付与申立手数料 金 300円

合計 金 1, 000, 300円

弁済期令和元年8月26日 最終弁済期令和 年 月 日

なお、債務者は、

に支払うべき金員の支払を怠り、令和 年 月 日の経過により期限の利益を喪失した。

なお、債務者は、

に支払うべき金員の支払を怠り、その額が金 円に達したので、令和 年 月 日の経過により期限の利益を喪失した。

なお、債務者は、

に支払うべき金員の支払を怠り、その額が 回分以上に達したので、令和 年 月 日の経過により期限の利益を喪失した。

（注）該当する事項の□にレを付する。